

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年1月30日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 05 分
出席委員	◎西村 ○田中 中村 齋藤 日高 堤 木曾 石野 <並河欠席>		
執行機関出席者	—		
事務局	今西局長、藤村次長、阿久根		
傍聴者	市民0名	報道関係者 0名	議員1名(酒井)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

〔西村委員長 開議〕

2 暴力団排除条例について

[事務局次長 条例案（前回からの修正部分）説明]

[第1条]

<木曾委員>

修正部分は事業者への遵守事項を明確にするものでよいと思う。

<田中副委員長>

前委員会での検討のなかでは、「資するとともに青少年の健全な育成を図ることを目的とする。」と文末に追加することにしていなかったか。

<事務局次長>

京都府の条例のなかに入っている文言である。

<木曾委員>

第5章のなかにも入っているので、ここでも入れればよい。

<中村委員>

そのように思う。

<西村委員長>

加えることにする。(了)

<石野委員>

「亀岡市からの」と表現されているが、与謝野町条例では「与謝野町における」とされている、どちらがよいのか。

<西村委員長>

どちらも特に問題ないと思われる。

<事務局次長>

表現の違いで、京都府と南丹市は「からの」、与謝野町、京丹波町は「における」とされている。

<西村委員長>

「からの」を使用する。

(了)

[第2条]

<木曾委員>

電子入札、一般競争となれば他市の事業者も参加してくる。この条文で、他市事業者も含まれることになるのか。「入札に参加する事業者」と表現してもよいのでは。

<西村委員長>

物品の納入もあるのではないか。

<事務局次長>

第5号の事業者は工事だけでなく全ての事業を行う者が対象であり、市内に事務所がある事業者と読める。

<田中副委員長>

市外業者の入札、請負の場合を想定していると思うが、第9条では市内業者に限定せず、公共工事で排除するとうたっており、整理される。

<木曾委員>

条例など法令の網の目をくぐってくる。入札要件として市外市内問わず明確に含めておくべきである。

<事務局長>

第5号の「市内で事業を行う者」には、市外市内事業者が含まれる。

工事は誰でも参加できるものではない、市への登録が必要。参加資格登録の際に暴力団でない誓約書を求めるなどこの条例で実現しようとすることを要件とし定め

るのがよいのではないかと思う。

<木曾委員>

含まれるならよい。

<齊藤委員>

京都府条例第2条では暴力団事務所の定義が入っているが、この条例案には入っていない。想定していないということなのか。

<事務局長>

暴力団排除法、京都府暴力団排除条例その他の法令に含まれない部分を亀岡市の条例として規定するのがこの条例を作る意義である。暴力団事務所は京都府で定め規制されることになる。

<事務局次長>

条例案には、暴力団事務所の文言は入っていないので、定義の条（第2条）でも入っていない。

<田中副委員長>

第6号による建設業法規定の建設工事のみではなく、市が発注する物品購入、業務委託もどこかに含めてはどうか。

<事務局次長>

第2条は公共工事の定義でありこのままにしておき、第3節の暴力団排除の章で議論し検討してみてはどうかと思う。

<田中副委員長>

業者登録は物品購入等もされている。ここでは「公共工事等」、「及び物品購入など」という表現で入れてはどうか。

<事務局長>

「公共調達」という表現になるかと思う。物品購入、役務の提供がある。範囲が広がるが検討されればと思う。

<木曾委員>

「亀岡市と契約する事業者」と表現すれば全て含まれるのではない。

<事務局次長>

条例のポイントは公共工事、公共施設からの排除であるが、範囲を広げるなら内容を検討ののち、条文の検討を進めてみてはどうか。

<西村委員長>

第1条から第3条までで条例の重要な部分を網羅するので、その心構えで検討を願う。

[第3～5条]

(了)

[第6条]

<事務局次長>

先の議論の内容はこの条文の「市が実施する入札に参加させない」で含まれるが、公共工事のように罰則までは含まれない。

<木曾委員>

市の責務で規定している。定義のなかで整理するべき。

<西村委員長>

後程議論する。第6条はこのままとする。

(了)

[第7条]

<堤委員>

「共同」より「協力」ではないのか。

<事務局長>

「共同」は「協力」より強い結びつきが感じられるものである。「協働」は最近の造語である。

<木曾委員>

案どおりでよいと思う。

(了)

[第8条]

<齊藤委員>

明確に暴力団が使用すると認められないと適用できないのか。グレーな時には適用できないのか。

<堤委員>

暴力団の情報を知り得ないものが管理するので難しい。明確に把握できないと適用するものでもないと思うので、このままでよいと思う。

<事務局長>

今後の警察からの情報提供が課題。この場合には暴力団の活動に利用する場合と限定される。水道、保育所などライフラインとして生活に必要なものは除かれる。

<木曾委員>

かつてガレリアでは歌謡ショーで暴力団の襲名披露が行われるということで、その部分が排除された。

<西村委員長>

案どおりとする。

(了)

10:55

— 休 憩 —

11:05

[第9条]

<田中副委員長>

第5項の150万円未満の設定根拠は何か。

<事務局次長>

根拠は確認する。この条文は前委員会提出資料（4ページ）で内容がよく分かる。

<堤委員>

150万円未満の設定が他市と違うと具合が悪いのか。

<西村委員長>

整合が必要なかもしれない。

<事務局次長>

随意契約は130万円未満であるが、事務量、業務の迅速性を考慮されたものと理解している。他市の状況は参考とするべきで、罰則にもつながる条文である。南丹市、京丹波町に倣っている。京都府に根拠を聞いてみる。

<木曾委員>

金額設定をなくすことも問い合わせてもらいたい。

<西村委員長>

金額設定は継続して検討する。

[第10条]

<堤委員>

事業者と明記することも検討願う。

<事務局次長>

第10条、第11条の当初案は、「市民は」になっていたが府条例に倣い「事業者は」に修正した案である。南丹市、京丹波町では「市民等」とし「市民」を含めている。

<木曾委員>

ここでは公共工事以外の事業者も含めることになる。定義のなかで整理するべき。

<田中副委員長>

家を建てるなど個人が行うことまでは規制できないということなのか。

<事務局長>

そのとおりである。個人が暴力団を利用することは外れる、想定していないのかと思う。

<木曾委員>

市条例はここまでで、あとは府条例、法律の範疇であると認識されているのかと思う。

<西村委員長>

このままとする。

(了)

[第11条]

(了)

[第12条]

<堤委員>

民間の事業者が排除するよう努める規定で、規制できるものではないのか。

<事務局次長>

この条文は罰則にはつながらない、努力義務である。府では勧告、違反した事業者は公表することを規定する方向で検討されている。

<西村委員長>

案どおりとする。

(了)

[第13条]

<事務局次長>

祭礼に関することは、京都府、府下どこの条例にも含まれていない。愛知県条例で盛り込まれている。京都府は入れる方向で改正される。今後制定される市は入れてほしいと京都府警からの要望。罰則に繋がらない努力目標であり、亀岡市としての姿勢を表すものである。花火大会では商工会議所等で把握もされているので、後ほど意見照会を協議いただきたい。

<西村委員長>

亀岡市の姿勢を示すためにもこの条文を入れることにする。

(了)

[第14条]

<堤委員>

青少年育成協議会では、見回りのなかで喫煙等を発見しても注意、指導する権限がない、警察への報告をすることになっている。

暴力団との関わりをもたないように見張っていこうとするものではないのか。

<木曾委員>

青少協だけでなく子供会、野球チームなども含まれる。

<堤委員>

暴力団に巻き込まれないよう、指導する権限は必要だと思う。

<事務局次長>

京都府では第3項に講師派遣、情報提供等の支援を入れている。南丹市、京丹波町では第2項のなかで盛り込んでいる。あわせて検討を願う。

<木曾委員>

その趣旨の内容は入れておくべき。

＜西村委員長＞

支援の文言を入れる。第２項又は第３項で整理し事務局で案を作って次回に検討したい。

[第１５条・第１６条]

(了)

[第１７条]

＜事務局次長＞

〔案説明〕

＜木曾委員＞

入札時の違反者は入札に参加できないことを入れるべき。

＜事務局長＞

指名停止は現在要綱で規定しており、府、他市町村の処分に準じて行われている。
この条例に違反した場合にも、法令違反として指名停止の行政処分は用意されており、本条例制定後は執行管理課で運用されることとなる。

＜木曾委員＞

執行管理課がすることは分かるが、この条例に盛り込むことで事業者への啓発になるのでは。

＜事務局長＞

条例で規定することは可能である。案で提示する。

＜事務局次長＞

第１７条にはなじまない。第９条で項立てて入れればと思う。

＜西村委員長＞

事務局で案文を検討願う。

[第１８条]

＜事務局次長＞

検察庁から指摘があったとのことで修正している。府も改正の予定。

(了)

[その他]

<田中副委員長>

第16条では「市民」に限定せず「市民等」とし事業者を含めるのがよい。

<事務局次長>

参考人は不当な権力が市民にかからないようにという意味と説明されていたので、事業者を含めることに問題はないと思う。

<西村委員長>

「市民等」とする。

<田中副委員長>

両罰規定の第2項はどのようなものか調べてほしい。

<事務局次長>

事務局で調べる。

<西村委員長>

今後は、罰則について京都府警を通じて検察庁の意見照会の後協議を行う。また、指定管理者関連で企画政策課、警察との連携、市民への啓発で自治防災課、建設、物品業者で執行管理課、祭礼で商工観光課、青少年健全育成で教育委員会、法的観点、他の市条例の整合等で総務課等関係課へ意見照会を行う。

<事務局次長>

神社関係団体、建設業界への意見照会も行う。検討継続の部分は、再度委員会で検討するのか、事務局で案を作り正副委員長一任となるのか協議願う。意見照会には時間がかかる。

<西村委員長>

案分は正副委員長一任で。次回は21日午後3時30分とする。

<事務局次長>

次回委員会は、意見照会の回答を文書で検討をするのか、執行部の出席を求めるか。

<西村委員長>

正副委員長で判断させていただきたく。

<木曾委員>

法的観点の総務課と業者関係の執行管理課には直接意見を聞くべきだ。

<西村委員長>

そのようにする。

(了)

～散 会～ 12:05